

# 宿泊約款

2025年11月1日

(適用範囲)

## 第1条

1 当宿泊所が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。)又は一般に確立された慣習によるものとしします。

2. 当宿泊所が、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとしします。

(宿泊契約の申込み)

## 第2条

1 当宿泊所に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当宿泊所に提出していただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として基本宿泊料による。)
- (4) その他当宿泊所が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿泊所は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

## 第3条

1 宿泊契約は、当宿泊所が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとしします。ただし、当宿泊所が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 宿泊料金の支払方法は、予約時のご案内に従い、事前決済又は申込金の支払とします(詳細は予約経路ごとに別途明示)。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

## 第4条

当宿泊所は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

【補足】感染症に関する対応は、法令及び公的ガイドラインに基づき適切に実施し、不当な差別的取扱いとならないよう配慮します。

(宿泊契約締結の拒否)

## 第5条

1, 当宿泊所は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当宿泊所が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。

(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。

(7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)

(8) 宿泊しようとする者が、当宿泊所に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。

(9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(宿泊契約締結の拒否の説明)

#### 第5条

2 宿泊しようとする者は、前条に基づき当宿泊所が宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊客の契約解除権)

#### 第6条

1. 宿泊客は、当宿泊所に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当宿泊所は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより違約金を申し受けます。

3. 当宿泊所は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時(到着予定時刻の明示があるときはその時刻)を経過しても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなすことがあります。

(当宿泊所の契約解除権)

#### 第7条

当宿泊所は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。ただし、本項は、当宿泊所が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。

(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)

(6) 宿泊客が、当宿泊所に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。

(7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(8)

1. 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当宿泊所が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2. 当宿泊所が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊契約解除の説明)

第8条

宿泊客は、当宿泊所に対し、当宿泊所が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊の登録)

第9条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、チェックイン時において、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先

(2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍及び旅券番号

(3) その他当宿泊所が必要と認める事項

(客室の使用時間)

第10条

宿泊客が当宿泊所の客室を使用できる時間は、午後2時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当宿泊所は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 超過3時間までは、室料相当額の33%

(2) 超過6時間までは、室料相当額の50%

(3) 超過6時間以上は、室料相当額の100%

3. 前項の室料相当額は、基本宿泊料の70%とします

(利用規則の遵守)

第11条 宿泊客は、当宿泊所内においては、当宿泊所が定めて当宿泊所内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(当宿泊所の責任)

第12条

当宿泊所は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、当宿泊所の故意又は重大な過失によらない場合にはこの限りではありません。

2. 当宿泊所は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第13条

宿泊客に契約した客室を提供できないときは違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当宿泊所の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第14条

1. 当宿泊所では金庫等の保管サービスを原則行っておりません。貴重品はご自身での管理をお願いいたします。

2. 宿泊者が当施設内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品に関しては、当宿泊所の故意又は重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても責任を負いかねます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当宿泊所の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第15条

宿泊客が当宿泊所の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当宿泊所は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当宿泊所の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第16条

宿泊客の故意又は過失により当宿泊所が損害を被ったときは、当該宿泊客は当宿泊所に対し、その損害を賠償していただきます。

# 利用規則

## 1.騒音について

- ①近隣の住民に迷惑を及ぼす大声又は音を発しないようにしてください。
- ②深夜においては、窓を閉鎖すること等により音が漏れないようにしてください。
- ③屋外において近隣の住民に迷惑を及ぼす宴会を開かないでください。

## 2.ゴミの分別について

ごみの処理に関し配慮すべき事項 ごみを排出する場合は、中津川市が定める方法での分別をお願いします

## 3.火災防止のお願い

室内での喫煙はご遠慮ください。

ガス機器を使用する際は換気にご注意ください

消火器を設置してありますので場所、使用方法のご確認をお願いします。

火災が発生した場合などの緊急時はすぐに 119 番通報をお願いします。

宿泊施設住所 加子母 4934 (カシモ 4 9 3 4)

4. 当施設内に次のようなものをお持ち込みにならないこと。(ア) 動物・鳥類 (イ) 著しく悪臭を発するもの (ウ) 著しく多量な物品 (エ) 火薬や揮発油など、発火・引火しやすいもの (オ) 適法に所持を許可されていない銃砲・刀剣類 (カ) 大麻・麻薬・覚せい剤等

5. 当施設内で、賭博その他風紀を乱す行為をなさらないこと。

6. 外来客を施設内に引き入れたり、施設内の諸設備・諸物品などを他の場所に移動・加工・持ち出

しさせたり、目的以外の用途に利用させたりなさらないこと。

7. 当施設の建築物や諸設備に異物を取り付けたり、施設内の他の場所に移動したりなさらないこと

。

8. 当施設内は泥酔した状態で利用なさらないこと。9.当施設内は泥酔した状態で利用なさらないこと。

別表第2 違約金（キャンセル料）

不泊・当日	宿泊料の 100%
前日	宿泊料の 80%
2～3 日前	宿泊料の 50%
4～7 日前	宿泊料の 20%
8 日前以降	無料